

潮来市立潮来小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日改訂

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、茨城県、潮来市、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）第13条の規程に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、茨城県、潮来市、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法)

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(いじめ防止対策推進法)

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(いじめ防止対策推進法)

3 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭その他校長が必要と認める者により構成する「潮来小学校いじめ防止対策委員会」を置く。(いじめ防止対策推進法第22条より)

4 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

5 いじめの認知について

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「潮来小学校いじめ防止対策委員会」を活用して行う。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って、以下の4つの要件について検証し、積極的に認知する。

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈しないように努める。

本人がいじめられていることを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断において、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対して法の趣旨を踏まえた適切な指導、対応等を行う。

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処を行う場合もある。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「潮来小学校いじめ防止対策委員会」へ情報共有する。

6 いじめの防止等に関する措置

「潮来小学校いじめ防止対策委員会」が中核となり、以下に示す学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置について実効的・組織的な対応を行う。

(1) 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ② 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づく、いじめの防止等に係る校内研修の企画や計画的な実施
- ③ 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直し（PDCAサイクルの実行）

(2) 未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

- ① 児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行う。（なかよし集会等）
- ② 全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
 - ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題ない」などの考え方は誤りである。
 - ・ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になること 等
- ③ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。（「規律」・「学力」・「自己有用感」、「居場所づくり」・「絆づくり」等）
 - ・学習及び学校生活に関するアンケート調査を実施し、調査結果を授業づくりや集団づくりに活用する。
- ④ 自他の意見の相違があっても、互いを認めながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。（「ソーシャルスキル・トレーニング」、「ピア・サポート」等）
- ⑤ 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させ、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ⑥ 児童及び保護者に対して、インターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるように、必要な啓発活動（年1回以上）を実施する。
- ⑦ いじめの問題に関する研修会や職員会議において、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、全ての教職員の共通理解を図る。
- ⑧ 以下に示す特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
 - ・新型コロナウイルス感染症等を理由とした差別や偏見を受ける可能性のある児童

(3) 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

グループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので、日頃より児童の動きを観察し、注意深く対応する。

ささいな兆候を見逃さず、「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく速やかに「潮来小学校いじめ防止対策委員会」に報告し、積極的に認知を行う。

児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを理解し、児童からの相談に対しては、「事実」と「心情」を傾聴し、「潮来小学校いじめ防止対策委員会」に報告後、迅速に組織的な対応を行うことを徹底する。

① 困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のために、「SOSの出し方に関する教育」（年2回、4・10月）を実施する。

② アンケート

ア 児童に対して、いじめの情報に関する項目が含まれる学校生活アンケート、もしくはいじめに特化したアンケートを月に1回以上行い、いじめの実態を把握する。

・学校生活アンケート（記名）（年3回、5・9・1月）

・いじめに特化したアンケート（記名）

（年8回、4・6・7・10・11・12・2・3月）

イ 保護者向けのアンケートを年3回行い、家庭において把握した児童からのいじめの訴えや、保護者が見たり聞いたりした情報を把握する。（年3回、7・11・2月）

ウ 楽しい学校生活を送るためのアンケート「Q-U」を年2回行い、いじめの発生・深刻化の予防やいじめを受けている児童の発見に活用する。特に非承認群、侵害行為認知群、学級生活不満足群、要支援群の児童については、全職員で情報を共有し、適切な対応を行う。

※ 上記のアンケートの原本等は5年間、結果を記録した文書等は5年間、学校に保存する。

③ 教育相談

ア 年3回（6・10・2月）以上の定期的な教育相談を行い、いじめの実態の把握に努める。

イ ②のアンケート等で気になる回答については、必ず「潮来小学校いじめ防止対策委員会」に報告し、速やかに臨時的な教育相談を行うなど適切に対応する。

ウ 児童・保護者から訴えがある場合は、速やかに臨時的な教育相談を行う。

エ 日頃の学校生活において児童の言動に変化が見られる場合は、速やかに臨時的な教育相談を行う。

④ 日記や生活ノート等に寄せられた訴えや情報から児童の悩みやいじめに関する情報を把握する。

⑤ 保健室や相談室等で養護教諭やスクールカウンセラー等に相談ができることを周知する。

- ⑦ 電話相談やSNS相談窓口について周知する。
- 潮来市教育支援センター のびのびルーム
電話 0299-64-2145 (平日 9:00~16:00)
 - いじめ・体罰解消サポートセンター (鹿行) 電話 0291-33-6317
(月~金 9:00~17:00)
「いじめなくそう! ネット目安箱」 rokkoujimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp
(茨城県いじめ・体罰解消サポートセンターのホームページから)
 - 子どもホットライン 電話 029-221-8181 (毎日24時間対応)
FAX 029-302-2166
Eメール kodomo@edu.pref.ibaraki.jp
(子どもホットラインで検索してホームページから)
 - 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (なやみ言おう) (24時間)
(PHS、IP電話からはつながりません)

(4) いじめに対する措置

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

(いじめ防止対策推進法)

教職員がいじめを発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、「潮来小学校いじめ防止対策委員会」に報告し、速やかに組織的な対応を行う。

被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の向上の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の理解を得て対応する。必要に応じて関係機関・専門機関と連携して対応する。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。

- ① いじめを発見したり、通報を受けたりしたときの対応
 - ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合その場でその行為を止める。
 - ・児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - ・いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、迅速に「潮来小学校いじめ防止対策委員会」に報告する。
 - ・「潮来小学校いじめ防止対策委員会」は情報の共有を行った後、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - ・校長は、事実確認の結果を潮来市教育委員会に報告する。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、行方警察署に迅速に相談又は通報し、適切に援助を求める。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「心情」を傾聴し、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・「潮来小学校いじめ防止対策委員会」において情報共有を行い、「事実」と「心情」を区別して事実関係の確認を行い、組織的な対応方針を決定する。いじめの事実関係が確認できない場合でも、児童・生徒の「心情」の支援策を検討する。
- ・判明した事実関係や今後の対応方針等については、家庭訪問等により遅滞なく保護者に伝え、理解と協力を求める。
※ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家の協力を得る。
- ・いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

③ いじめた児童への指導又は保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・「潮来小学校いじめ防止対策委員会」において情報共有を行い、「事実」と「心情」を区別して事実関係の確認を行い、組織的な対応方針や再発を防止する措置等について決定する。
- ・いじめの事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、判明した事実に対する保護者の理解や納得を得る。学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめの事実関係が確認できない場合でも、聴き取りの経緯や内容、「潮来小学校いじめ防止対策委員会」の判断等について保護者に説明し、理解を得る。
※ 児童・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・いじめた児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察等の連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じて心理や福祉等の専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合いなどを行い、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

- ・情報モラル教育を学年の実態に応じて行う。(年1回以上)
- ・保護者への啓発活動として、インターネットの利用についての家庭での約束事や有害情報への対策のためのフィルタリングの導入、いじめの定義を確認した上での情報モラル、インターネット上の不適切な書き込み等を削除するための協力依頼等についての説明や啓発に関する文書を配付する。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、被害者本人や保護者に削除の意思を確認し、「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議 報告書 学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集 教育委員会等向け (文部科学省 平成24年9月)〈資料編〉第2章 削除依頼等の対応の基本」を参考にしながら、削除する措置をとる。必要に応じて法務局又は水戸地方法務局 鹿嶋支局(〒314-0032 鹿嶋市宮下5-20-4 電話:0299-83-6000)の協力を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに行方警察署(電話:0299-72-0110)に通報し、適切に援助を求める。

⑥ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないため、いじめが「解消している」状態として、少なくとも次の2つの要件を満たしている場合に、「いじめが解消している」と「潮来小学校いじめ防止対策委員会」が判断する。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、潮来市教育委員会又は「潮来小学校いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定する。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視して情報を「潮来小学校いじめ防止対策委員会」に報告し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

いじめが解消している状態に至った上で、児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態として、加害児童による被害児童に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童・生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを目的に、いじめに対する措置を行う。

7 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定 最終改定 平成29年3月14日）」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 平成29年3月）」、「不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省初等中等教育局 平成28年3月）」、「いじめの重大事態対応マニュアル（茨城県教育委員会 平成31年1月）」等により適切に対応する。

(1) 重大事態の定義

① 生命心身財産重大事態

第28条第1項

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法)

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようなケースを想定し、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 等

いじめの事案で被害児童が転校した場合は、転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、「生命心身財産重大事態」に該当することが考えられ、適切に対応を行う。

② 不登校重大事態

第28条第1項

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法)

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、潮来市教育委員会又は「潮来小学校いじめ防止対策委員会」の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態の判断について

重大事態に該当する「疑い」がある事案については、潮来市教育委員会に報告・相談をして情報共有を図り、潮来市教育委員会又は「潮来小学校いじめ防止対策委員会」が慎重かつ丁寧に判断する。

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- 被害児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で「潮来小学校いじめ防止対策委員会」が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

児童や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

※ ここにいう「認める」とは「考える」ないし「判断する」の意であり、「確認する」「肯認する」といった意味ではない。よって「潮来小学校いじめ防止対策委員会」又は潮来市教育委員会が、いじめがあったと確認したりいじめと重大被害の間の因果関係を肯定したりしていなくとも、「潮来小学校いじめ防止対策委員会」又は潮来市教育委員会が重大事態として捉える場合があり、調査した結果いじめが確認されなかったり、いじめにより重大被害が発生した訳ではないという結論に至ることもあり得る。

(3) 重大事態の発生報告

「潮来小学校いじめ防止対策委員会」は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに潮来市教育委員会を通じて、市長に重大事態が発生した旨を報告する。

(4) 重大事態の調査の主体の判断

潮来市教育委員会が、重大事態の調査主体を、学校が主体となるか、潮来市教育委員会が主体となるか、又はどのような調査組織の構成にするかについて判断する。

(5) 重大事態の調査に係る対応について

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事態の再発防止が目的であることを認識する。

○ 学校を調査主体とした場合

潮来市教育委員会の指導・支援のもと以下のような対応に当たる。

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

「潮来小学校いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることを検討する。

客観的な事実認定を行うことができるよう、公平性・中立性を確保するように努める。

② 調査方針の説明等

調査実施前に、被害児童・保護者に対して、以下の事項について説明する。

- ・ 調査の目的・目標
- ・ 調査主体（組織の構成、人選）
- ・ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ・ 調査事項（いじめの事実関係、市教育委員会及び学校の対応等）
- ・ 調査対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）
- ・ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
- ・ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

③ 事実関係を明確にする調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この際、被害児童やいじめに係る情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とし、調査を実施する。

※ いじめを受けた児童や保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗等の経過報告を行う。

- ④ 調査結果の提供・説明
潮来市の個人情報保護条例等に従って、情報提供及び説明を適切に実施する。
 - ・事前に説明した方針に沿って、被害児童・保護者に調査結果を説明する。
市長に調査結果を報告する際、被害児童・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、調査結果の報告に添えることができることを説明する。
 - ・加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施する。

- ⑤ 調査結果の報告
調査結果及びその後の対応方針について、潮来市教育委員会を通じて市長に報告・説明を行う。

- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な措置
調査結果において認定された事実に基づき、共通理解の場を設定し、重大事態に至った状況の整理を行い、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の取組や対応について検証し、必要な具体策と再発防止策を講じる。
被害児童への支援、加害児童への指導等を行う。

- 市教育委員会を調査主体とした場合
潮来市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。